

# 静岡県教育委員会

## 議事録

平成 29 年度 第 12 回定例  
9 月 21 日（木）

静岡県教育委員会教育長 木苗直秀は、

平成 29 年 9 月 21 日に教育委員会第 12 回定例会を招集した。

1 開催日時 平成 29 年 9 月 21 日（木） 開会 13 時 15 分  
閉会 16 時 35 分

2 会 場 教育委員会議室

3 出席者 教 育 長 木 苗 直 秀  
委 員 齊 藤 行 雄  
委 員 興 直 孝  
委 員 渡 邊 靖 乃  
委 員 藤 井 明  
委 員 加 藤 百合子

事務局（説明員） 鈴 木 一 吉 教育次長  
松 井 和 子 教育監  
水 元 敏 夫 理事（人材育成担当）  
渋谷 浩 史 理事兼教育総務課長  
福 永 秀 樹 理事兼健康体育課長  
赤 堀 健 之 教育政策課長  
木 野 雅 弘 財務課長  
南 谷 高 久 福利課長  
宮 崎 文 秀 義務教育課長  
小野田 裕 之 高校教育課長  
山 崎 勝 之 特別支援教育課長  
山 本 知 成 社会教育課長  
赤 石 達 彦 文化財保護課長  
石 川 誠 静岡教育事務所長  
山 田 泰 巳 静岡西教育事務所長  
河原崎 全 中央図書館長  
塩 崎 克 幸 総合教育センター所長  
内 山 成 一 教育総務課課長代理  
織 田 敦 高校教育課人事監

#### 4 その他

- (1) 第 17 号議案は、継続審議となった。
- (2) 第 18 号議案は、原案どおり可決された。
- (3) 報告事項 1、2、3、4 は了承された。

#### 【開 会】

教 育 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。

6 月 26 日、7 月 5 日の議事録は、各委員が事前に確認の上、承認し

ているので、朗読は省略する。

今回の議事録の署名は、私のほか、藤井委員にお願いする。

#### 【非公開の決議】

- 教 育 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の議案の取扱いについて諮る。  
第 18 号議案、報告事項 3 は人事案件、報告事項 2 は発表前の案件であるため、非公開としたいと思うが、異議はないか。
- 興 委 員： 発表前という理由ではなくもう少し考えた理由としてほしい。教育委員会の審議は発表前であろうがなかろうが透明性を持って議論すべきである。人事案件以外は制約があるのであればその制約される理由を明確にしないと、教育委員会の意識を問われてしまう。
- 局 付 主 査： 承知した。御指摘された事項について今後工夫をする。
- 教 育 長： 今までと違うのか。
- 局 付 主 査： 簡略表記していたので、今後工夫をする。
- 教 育 長： 第 18 号議案、報告事項 3 は人事案件、報告事項 2 は発表前の案件であるため、非公開としたいと思うが、異議はないか。
- 全 委 員： 異議なし。
- 教 育 長： それでは、18 号議案、報告事項 2、3 は非公開とする。

#### 第 17 号議案 静岡県教員等育成指標の策定

- 教 育 長： 第 17 号議案「静岡県教員等育成指標の策定」について、赤堀教育政策課長より説明願う。
- 教育政策課長： <議案についての説明>
- 教 育 長： 質疑等はあるか。
- 興 委 員： この資料は事前配付されたのか。修正を要する箇所が多々あるので少し時間をいただいて議決を先送りしてほしい。2 ページの静岡県教員育成指標（案）があり、カッコ内を読むと校長以外の全ての教員が対象となる。ところがキャリアステージの内容を読むと深化・熟練期では、充実・発展期に身に付けた力に加えとあり、指導的な立場、学校運営をリードする立場とあるが、教諭等の職がそういった立場になるのかと不思議に思われる。このあたりはカテゴリを詳細に分けた方がよいと思う。授業力のところでは、上段に児童生徒の実態把握や実態に即した目標設定、教材研究、評価、学習環境の整備などを行っている、とある。「の整備」はカットしてもよい。「学習環境の工夫を行っている」などの文言でよいと思う。定義として仰々しく何をどう整備するのかが見えてこない。言葉の工夫が足りないと思う。その他にも気にかかる箇所はあろうかと思うので、事前配付されていないので今日の議決は待つてほしい。
- 局 付 主 査： 資料の事前配付について、今回の 17 号議案の資料は事前配付していない。ただし、事前配付した資料の目次に示したとおり、9 月 5 日の委員協議会で協議を行っているので、資料としては一度委員の皆様には提供しているという認識でいる。その旨を添え書きした上で今回の

資料は当日配付とすると連絡している。

興 委 員： 委員協議会の議論では個々のカテゴリの議論まではしていない。その時、育成協議会の委員構成については意見を申し上げたが、個々の内容については意見していなかった。まとめるのであれば教員に示して育成指標に沿ってメッセージを発しななければならないので、その点を考えると、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭等をまとめた育成指標としていいのか。少し工夫が必要でないかと思うので、その点を議論してほしい。

教育政策課長： 枠組みに関して、育成協議会においても議論し、校長だけ個別の指標とし、その他の職は共通の指標とした。

興 委 員： どういった整理をするかは考え方として重要な点である。副校長登用、教頭登用は別のカテゴリの試験があるのではないのか。一緒にしてもよいが副校長教頭というカテゴリイズが必要と思うがどうか。

教育政策課長： 基本的に深化・熟練期は教諭に留まる方、管理職へ上がっていく方を両睨みで書いてある。さらにそういった方は校長の育成指標に沿って資質の向上を図っていくように考えて作成している。

興 委 員： 深化・熟練期は副校長、教頭に対して期待値を持ち、校長を目指す方は校長の育成指標に沿って資質の向上を図ってほしいというメッセージなのか。

教育政策課長： そうである。

興 委 員： そのように前段に明示すればよい。深化・熟練期はそういった方々への期待値のメッセージだと明示すれば伝わってくると思う。

教育政策課長： その考えでキャリアステージの深化・熟練期に「指導的な立場として」や「学校運営をリードする立場として」と明示して、今後の方向性をイメージしている。

興 委 員： 工夫しているのはわかるが、「指導的な立場として」や「学校運営をリードする立場として」という表記に他のバランスで違和感があった。むしろ削除してもよいと思う。管理的立場の人に対するメッセージだとしたら、充実・発展期に身につけた力に加え、管理職の方々にあってはとか、学校運営のサポート役とか、そのように表してはどうかと思う。

藤 井 委 員： これはどの程度のスパンで見直すのか。

教育政策課長： 特に定めていない。我々が指標として活用していく中で、見直しが必要であれば随時考えていく。

藤 井 委 員： 必要であればその都度見直していくということか。

教育政策課長： そうである。

藤 井 委 員： 今後そういった見直しの際には、前回提示された資料から、何処がどのように修正されたのか、目に見える形で表記してほしい。口頭で説明したとしても全ては説明できないだろうし、見ても全然分からない。目に留まる工夫をしてほしい。見直しをする度にそういった手法をとらないと、再度ゼロから読み直して確認しなければならない。そうな

ると我々の作業としては無理がある。もう一点、指標を定めて色々な場面で実行に移していくことになるが、その結果がどうなったか、その評価を検証する場面はあるのか。

教育政策課長： 今後もあるので育成協議会が開かれる。そういった場を活用して検証はされる。

藤井委員： どういった場であってもこのような指標が現場でいい意味で消化され、その効果がでていくという確認をする必要がある。それをしないで指標を作成してそれで終わってしまってはいけない。ここに示したビジョンや未来に向けた指標や考え方が実現されることが必要であるので検証する場があるほうがよい。

興委員： 点検評価の場が育成協議会という説明であったが、7ページにある法律には点検評価をするということは載っていない。そうであれば教育政策課長の説明は正しくないと思うがどうか。法律をもう一度読み返し準拠して、教育委員会と学校長がそれに沿って教員の活動を律し、それがどうであったかを点検評価する形になっているのかどうか、その点を説明してほしい。

教育総務課長： 教育総務課長として教員育成指標ができたならば、人事異動方針に反映していくことを考えている。6ページの中段に教員育成指標をどのように活用するのかという資料がある。これは学校において、教員には自己の成長を確認するための目安、自己目標を立てる際の参考として活用し、管理職等には学校経営ビジョンに基づく、組織的な人材育成のための指標となるものであり、キャリアステージに応じた個々の教員への指導助言に参考としての活用を考えている。これを絶対的な指標として用いて、それをいかに具体的な事業の中で、教育委員会が研修計画の策定をしたり、採用試験を行ったり、人事異動をどのようにやっていくのかに活用していく。そういった具体的な教育事務のひとつひとつの中に教員育成指標が活用されていくので、先ほど言った研修や採用試験の検証が教員育成指標の検証につながっていくと考えている。

興委員： 担当課長の私的な意見を聞いているのではない。法律第22条の3と第22条の4がありその中に教員研修計画を策定することになっており、それに沿って事業を展開するとしたら、第22条の4の第2項の各号のどこに該当するのか。例えば体系に関する事項、方法及び施設に関する時効、方途に関する事項とあるが、これだけではどこに該当するのか分からないので、私としてはそれを更に細分化する政令があるのではと思うので調べてほしいということである。

教育政策課長： 大臣指針の中で、各地域の実情に応じ定期的に指標を更新するなど、指標を中心とした教員等の資質の向上にかかるPDCAサイクルを機能させることが重要である、と記載されている。育成協議会の中で指標の見直しも含め検討していく。

興委員： そうであると藤井委員が質問したことに対してはPDCAサイクルを確立させること、それを同時に決めなければならない。よって指標を

定めるだけでなく、計画を作成する過程においてもそういったことが相まって初めて機能してくる。そういったことを担当課長や教育総務課長に説明してほしい。私的な意見でなく、法律の体系から言えばこうなっているという説明であれば腑に落ちる話である。

藤井委員： P D C Aサイクルなのでチェックが欠かせない要素である。それを示して実行していかなければならない。

教育政策課長： その点も踏まえしっかり検討していく。

藤井委員： 大臣指針の中にも定期的という言葉もある。その都度やることも手法の一つであるが、毎年でなくても3年や5年で一度は見直してどの程度進捗しているのか、あるいは欠けている部分はないのか、見直しが必要だと思う。

教育長： 次回への継続審議としても時間的余裕はあるのか。そうでないと審議時間ばかり延びてしまう。この資料に対する意見を後日まとめて原案に落とし込んで次回に審議することでどうか。

興委員： 教育長が提案するような総括をしてほしい。加えて藤井委員が指摘する見直しがあるとすれば、1ページの17号議案に第1パラグラフを起こして、今後これについては県教育委員会としてどうこうしていくとこの中にきちんと書けば、一体感が出てくると思う。P D C Aサイクルを廻していく、改定をおこなうとかというどういったワーキングを入れたらいいかも含めて工夫すれば煮詰まった方向に向くと思う。

斉藤委員： 次回への継続審議でもよいのか。

教育総務課長： 次回定例会は10月2日なので10日程度遅れる。

教育政策課長： 次回までに御意見をいただいて集約し、原案を作成するが、この場でも御意見がいただきたい。

斉藤委員： 私もこの資料を今確認しているところなので次回までに読み込んでおく。基本的には有徳の人づくりが我々の目標であって、有徳の人とはそれぞれの立場で社会と関って地域に貢献できる人を作っていくことである。それを育てる先生たちはもっと有徳の人でなければならない。そういった意味では先生たちが学ぶ姿勢をずっと持続できる、また変化に対応できる校長先生であってほしい。教員も社会の動きに対して、関心を持ってみてほしい。そういったものが見えてくる指標であれば今後の研修に生かすこともできて、人事異動にも生かすことができる。

教育政策課長： 斉藤委員に御指摘いただいた点は育成協議会でも議論し、重点として盛り込んでいる。読んでいただき御意見があれば検討する。

渡邊委員： 藤井委員が指摘したように、前回の委員協議会で出た意見がどの文言に反映されているのか、分かり易く示してほしい。指標を示す時、この表だけが示されるのかが気になった。この指標をどういった目的で活用するのかということも合わせて現場に周知することが大事である。現場に示す時に工夫が必要である。

加藤委員： 私のイメージであるが、教育業界から何も出ていない印象である。これから地域社会と連携していかなければいけない先生たちのキャリアス

ページが描かれていると思うが、教育業界よがりというか、そういった印象が残る。先生たちがこの指標を元に成長していった地域や社会と連携しながら育っていくイメージは難しいと思う。具体的に言うともう少し地域との関りが入っていて、大胆なことをいうと校長先生は地域から選挙で選ばれるといったこととこの指標が連動しているとか、社会を良くして進化していくには、10年に1回、2～3年はサラリーマンをやらなければいけないとか、教育業界と他業界が融合するようなキャリアステージのデザインを無理やりでもしないと、蝸壺化した教育業界は打破できないのではないか。

教 育 長： 私も教員には海外に積極的に出るよう基金を創設したり、御意見のあった他業種との交流も一部では行っている。ただし全員が対象ではない。御意見があったことも含めて考え直す時期にきているかもしれない。

教育政策課長： 加藤委員から御意見のあったことについて、例えば授業力の下段に地域の人的・物的資源を有効に活用し、高い学習効果を上げる授業構想、授業展開につなげるや、生徒指導力の中に、保護者等との信頼関係を基盤にした連携や協働を行う、外部機関との連携を大事にしなければならないというメッセージは含んでいる。直接的な言葉は使いにくいので、作成している担当も苦労している点である。そういった表現に代わるよいものがあつたら御助言願う。

教 育 長： 質問があつたら答えられる準備をしておくことが大事である。

渡 邊 委 員： 文言だけ読むと現場で受け取った先生方がいったいこれは何なのか、先生方が混乱してしまうと困る。具体的にこういったことであるというものを示してもらおうと現場の先生方は分かりやすいと思う。

教育政策課長： 先日の協議会でもその点は渡邊委員から御指摘をいただいている。実際、現場の校長からもこれだけでは分かり難いので解説するものがほしいということであつた。我々も先生方に通知するときには、そういった資料を添付する。

渡 邊 委 員： 指標にとらわれすぎて先生方の働き方が窮屈になってしまつては改善に結びつきにくいと思う。

教 育 長： 担当もキーワードを多く盛り込むのでキーワードだらけになってしまう。

渡 邊 委 員： より良い働き方をするための指標であるということが伝わるといいと思う。

興 委 員： 加藤委員からの御意見は重要なヒントをくれていると思う。私は加藤委員からの意見は全てよいとは思わないが、蝸壺化した教育業界というご発言があつた。法律に基づき育成協議会を設置し、育成協議会で指標を定めるようにする。ところがそれでは教育業界の目線でみたものでしかない。ということであればこういった教員の指標が意味を持つのか、というメッセージだと思うがどうか。

加 藤 委 員： そうである。

興 委 員： そうであればひとつの方法論であるが時間が無いので、直ちにできな

いであろうとしつつも次のように提言する。県民に対して教育委員会としてこういった指標を定めようとしているので御意見はあるか、というように意見を求めて、教育委員会としてはそれを受け止めて取捨選択し、その上で修正を加えるという判断が教育委員会としてあってもいいのではないかと思う。それが教育委員会として広い度量で指標を定めるということにつながると思う。加藤委員が指摘した事はそういったことをやってくれば、というメッセージだと思う。次回までに決めなければならない理由が判らないが、そういった方法を考えて時間的制約があってできないのか、そういった方法をとれば静岡県として適切な方法を取ったこととなると思う。ただ、教育委員会は県民の意見に揺れる必要は一切ないが、意見は斟酌し取捨選択をすればとしても開かれた教育委員会になるであろう。加藤委員が指摘したことを今言ったラインにあげて検討してもらえるとありがたい。加藤委員は校長が地域から選ばれたということと言ったが、コミュニティ・スクールの概念として、教員の像を出そうとする法律体系があるのだが、静岡県では必ずしもそれを良しとしていない。その点は意見が分かれるところであるが、法律とのギャップがある。したがって、加藤委員が提案したその点は別の問題として考えていくことが必要だと思う。

加藤委員： 牧之原市は実際にやっており、対話型のCEOを運営している。教育に関しても対話型で市民を集めて意見を交わしている。

興委員： 牧之原市でも教員指標の意見交換をしているのか。

加藤委員： 教員指標の話ではない。

教育長： 各市町教育委員会では今話題となっている吉田町の取組も含めて独自に展開している。我々もそういった情報はキャッチしながらやっている。

興委員： あまりにもドラスティックにやりすぎて今回はそこまでやらなくても過渡的な問題として今回はこのようにしたが、次回以降の反映の際にはそういったことも含めて議決しようということであれば、受諾できるレベルになると思う。問題はそういった姿勢である。加藤委員が指摘したことをやろうとすると間に合わないの、その点も踏まえて教育長がどういった提案をするのか期待したい。もう一点分からない点がある。7ページの22条の3の1行目にある「指針」とは何のことなのか。

教育政策課長： それは別にある。

興委員： それはこの資料にはあるのか。

教育政策課長： 添付していない。

興委員： それが一番大事だと思う。

教育政策課長： それを参酌し作業部会で作業している。

興委員： 私達が指標を議論する過程でその指針がどういったものであってだからこの指標が適切である、という判断をしなければならない。抛りどころが指針なので指標の評価の前に、指針が何であるか、我々が踏ま

えないとこの議論は進まないと思う。

教育政策課長： 今回の作業に入る前に藤井委員から民間の意見を取り入れてという御意見があった。その点ではPTA協議会の方に御意見を伺っている。また育成指標を決める期限についてであるが、この教員育成指標に基づいて来年度の研修計画を本年度中に作成するというスケジュールになっている。よって育成指標が定まらなければその作業に入れないので、この時期に定めなければならない。

興 委 員： 研修計画を策定するために必要な指標ということだが、研修計画を策定するタイミングはいつなのか。

教育政策課長： 研修計画に基づいた予算計画も入ってくるので、年度後半の早い時期に策定していく。

興 委 員： 予算は包括的に数字を並べることはできる。

教育政策課長： 当然、市町教育委員会も含めた中身の調整が必要となってくる。

興 委 員： 年度内のいつまでに策定することが必要であるのか、事務局の考えを聞かせてほしい。議論していないのか。そうであればそういった回答でかまわない。

教育政策課長： 12月までに研修計画を定めるスケジュールである。

興 委 員： それは教育委員会としての総意なのか。そう考えると早いに越したことはないのでは本来はここで決定したかったが、次回でもかろうじて間に合うだろうという見込みと理解してよいのか。担当課長が民間の意見を聞いたというが、恣意的にしかならないのでそれは聞いたことにはならないと思う。むしろ誰でも意見を言えることがパブリックコメントの場であって、ある人を固定して意見を聞くことは県民の意見を聞いたことにはならない。姿勢としてその点は踏まえてほしい。

教 育 長： パブリックコメントと話があったが教育委員会は文科省からの情報も加味しながらやっている。また移動教育委員会も年10回程度実施しており、校長会、校長協会やPTA連合会とも常に情報交換している。

理事（人材育成）： 育成指標に副校長・教頭から養護教諭等まで対象となっていることについて、担当ベースでも色々と議論が上がった点である。それ以前に小、中、高、特支と校種が分かれているがどう捉えるか、という議論もあった。ただし、ボリュームの問題もあり校種や職域に違いがあっても広く捉えられるようにこういった表現となっている。ポイントは管理職だと思いが、教頭については教諭をもって充てるということになっている。悪い意味だと思いが教員の世界は蛸壺だという指摘があった。教員の登用は接ぎ木だといわれる場面もある。我々はそういったシステムの中で深化・熟練期の欄に御指摘いただいた点を意識した記述を盛り込んでいる。担当ベースでは副校長・教頭の育成指標の腹案を持っている。ただし研修計画や人材育成の大きな枠組みで検討されていない時に指標だけ一人歩きすることになるので、私が止めている経緯がある。取り扱いについて副校長、教頭についてはこのあたりの理念を生かしたいと思う。2点目、育成協議会と評価の関係である。本来はここで決定したものを

今回の育成協議会で議題としてあげる予定であった。この指標は任命権者、いわゆる静岡県教育委員会のものであるが、指標を変更する場合も育成協議会で協議することになっている。育成協議会の結果を尊重するようにという重い締め付けがあるので、育成協議会の中でそのサイクルをどのようにしていくのか、それぞれが責任を持って参画しなければならない。パブリックコメントであるが、担当ベースで色々と議論があった。ただし、教育公務員特例法からして指標は任命権者が作るようになっており、指標は協議会を設けるようになっている。構成員は大学関係者、県教育委員会関係者、市町教育委員会関係者、公立学校関係者という論理構成になっているとすると、このロジックの中でパブリックコメントがどの程度の意味を持つてくるのか、ということはある。牧之原市の例があったが、任命権者でない牧之原市はこういった指標を作ることはないが、設置者が色々な学校を抱えているので、保護者や地域の御意見を入れ込む中で話し合いを通じて子供たちの未来を考えることがますます重要になってくると考えている。パブリックコメントを否定する訳でないがこの流れだとどこまで入り込めるのかということである。

興 委 員： 理事として個人的な考えをおっしゃるのを否定するつもりはない。しかし法律の尤度があるかないかに触れていないことを忘れてはならない。パブリックコメントに付すかどうか教育委員会で決めることかどうか分からないといっている。したがってその点は十分議論した上で、本当に必要であれば次回にやってもよいと思うし、今回は時間的制約もあるし、10月初めの段階で議決し12月中に研修計画に反映させる形で手順を踏んではどうかと申し上げた。パブリックコメントを聴取することを明確に否定するものでないと言っておいたほうがよい。

齊 藤 委 員： 次回に議決するというのでよい。

興 委 員： 指針は示すようにしてほしい。

教 育 長： 他に質疑等はあるか。

全 委 員： (特になし)

教 育 長： 本案は次回定例会まで継続審議とする。

## 報告事項1 運動部活動の適正化

教 育 長： 報告事項1「運動部活動の適正化」について、福永健康体育課長より説明願う。

健康体育課長： <報告事項についての説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

藤 井 委 員： 最終的なガイドラインの作成はいつなのか。

健康体育課長： 本年度3月を目標に考えている。

藤 井 委 員： ワーキンググループの開催が3月までである予定となっているが。

健康体育課長： 運動部活動編のガイドラインとなる。文化部のことやこのガイドラインは随時見直していかなければならない。その後の体制をどうして行くかを含めてガイドラインの中で検討する。

藤井委員：文化系部活の話があったが、同時進行しないのか。

健康体育課長：実態調査は文化部も合わせて行う。文化部では吹奏楽部がハードだという状況がありその他の文化部との差が大きい。そういった実態を把握した上で作成する。

藤井委員：運動部活動が主だと思うが、長時間労働の改善という点ではこれまでもこの場で議論の対象になっていた。まだまだ解決策や成果が見られない状況で、部活動の在り方は影響力が大きく根本的な解決策の要素を含んでいるので、そういった意味でも真剣に取り組んでほしい。調査結果やガイドラインが事実上、長時間労働の解消につながるような内容となるように期待する。

教育長：実際、静岡県がフロントランナーではない。他県や市町でも取り組んでいる。そういった情報収集はどうなっているのか。

健康体育課長：静岡市が先日公表したが他県の取組状況はこれから調査するところである。国では細かな調査項目で抽出している。東海4県の課長とも連絡をとっているが、どのように進めていくかは今後調整する。

藤井委員：今、現場で行われている実態をもとにガイドラインを作成するというアプローチがある一方で、長時間労働の解消という観点から、理想像をある程度イメージしてそこから導き出されるガイドラインの2方向から作成しなければならない。是非そういったアプローチをしてほしい。

興委員：9月13日に検討委員会を設置して、構成員はこのように示されている。検討委員会の設置要綱に基づく所掌事務は何なのか。それを配付してほしい。そうでないと議論が進まない。健康体育課長の説明で評価しない点として、まず運動部活動を整理しないと文化部とごちゃごちゃしてしまうので運動部から先に整理するということがあったが、ものの考え方がよくない。運動部であれ文化部であれその点を差別する必要はない。生徒たちにとって極めて重要な問題なので、まずは運動部活動の適正化というタイトルの中で文化部の問題をハンドリングするのではなく、クラブ活動の適正化というタイトルのもとで運動部と文化部の問題を整理しなければならない。そういった検討会が設けられ、下部組織に運動部と文化部があると思う。そうでないとどちらが主というようになってしまう。確かに運動部が多いという状況はあると思うが、課長の説明のように吹奏楽部などハードな文化部もある。たまたま運動部の問題が多くの方の耳目を集めているが、決して運動部だけの問題ではないと思う。そういった意味でもクラブ活動の適正化を議論してほしい。よって、検討委員会が何をやるのかわからなくて、6ポツには運動部活動検討委員会の開催と書いてある。こういったハンドリングではないと思う。検討委員会の設置要綱を示して本当にそれが適切かどうか考えなければならない。2ポツの課題の(2)に担当部活の経験がない部活動顧問に対する技術指導とある。本当に担当部活の経験がない顧問の先生がいるとしたら、とてもハードで大

変と思っている人は多い。それを前提としているので技術指導となるが、担当部活の経験のない教員に対する部活動への関り方などといった大きいくりでどうするのかという議論をしなければならない。それをそこに入るという前提でなく教育委員会としてオープンマインドで議論していく姿勢が必要だと思う。文化部を所掌するのは健康体育課ではないと思うがどの課が適切なのか。

理事（人材育成）： 高校の文化部は高校教育課の所掌となる。

興 委 員： 高校だけなのか。中学校はどこが所掌するのか。総括するとしたらどの部署が適切なのか。健康体育課は運動部であって文化部までは健康体育課の所掌ではないと思うがどうか。

教 育 監： 最初に運動部の適正化を進めていかなければならない状況があったので、とりかかりとして運動部から整理する。

教 育 長： 現場として運動部が一番の問題だと認識している。

教 育 監： 問題が顕在化しているのは運動部が多いかと思う。興委員が御指摘のように文化部についても同様に整理していかなければならない。

興 委 員： それを検討委員会と一緒に検討するようになってないと思うが、もしそこを含めて検討するのであればクラブ活動検討委員会の設置として、健康体育課に加え他の担当課も入ってやっていくのが普通のアプローチではないかと申し上げている。

教 育 監： 検討委員会のメンバーには義務教育課や高校教育課も入っている。

興 委 員： キャスティングボードを握るのが健康体育課だけであれば運動部に限った方が適切だと申し上げている。

斉 藤 委 員： 運動部の適正化という議論が、教員の多忙化という観点から取り上げられている。その点がどうなのかという思いがある。成長期の子どものために医学的見地からも休養日は必要であるとか、子どもの視点から見てそういった大学の先生や医学的視点での意見を取り入れる必要があるのではないか。先生が忙しいという観点だけで議論をするのはどうかと思う。

健康体育課長： 御指摘の点は我々も必要な観点だと認識しているので、整形外科のスポーツドクターにも入っていただいている。子ども達にとってどういった部活動がよいのか考えていく。また、子ども達がより高いレベルの技術を求めている現状もあり、その点が教員の負担となっている部分でもある。その点を議論することで長時間労働の改善にもつながってくると考えている。

斉 藤 委 員： 長時間労働対策はあくまでも生徒のための部活動の適正化の次に来るという考え方がよい。吹奏楽部の活動は大変だと聞いている。みんなでするレッスンとは別に家に帰ってからやればよいと思うが、楽器のレッスンは毎日やらなければならないようである。運動の場合は休ませた方がよいのではないのか。

教 育 監： 休養が必要である。

斉 藤 委 員： そのあたりが音楽と運動では違う。

健康体育課長： 運動部の問題が大きいという認識で運動部の適正化を進めていく。  
その上で文化部の対応も考えていくが、調査を分けてやることは学校現場にも負担がかかるので、実態調査は1回で行う。また、部活動の意義は運動部も文化部も同じだと認識している。今回の検討は運動部関係の方たちに議論をしてもらうが、文化部系の方にもオブザーバーとして入ってもらう。

興 委 員： まずオブザーバーということであれば運動部活動の適正化でよいが、包含するような言い方をするのがよくない。その点の配慮はすべきであって、文化部系の方たちから、運動部の方たちの議論で問題が整理されてしまうように見えてしまうので、その点は峻別した方がよいと言っている。そうでないと健康体育課の所掌にはならないと思う。ワーキンググループのメンバーは決まっているのか。

健康体育課長： 概ね了解はもらっている。

興 委 員： 3月までに決定するのか。

健康体育課長： 国は3月までと聞いている。

興 委 員： 国は何に基づいて3月までと言っているのか。

理事（人材育成）： 部活動は中学校、高等学校、特別支援学校にある。様々な環境の違いがあるのでそれに対応したガイドラインや周知のやり方が必要であると認識している。健康体育課長が説明したように文化部の方々にもオブザーバーとして入ってもらう。実際、運動部のことについて色々と検討すると思うが、県教育委員会の所掌ではガイドラインを運動部・文化部トータルで考えている。時期の問題であるが、国は3月までの作成というスケジュールであるが、正直なところいつまで待たせるのかという思いであった。外部指導者の活用についても少し法改正しただけで、勤務条件や報酬などの体系は県教育委員会任せとなっている。もう1点はこちらの事情であるが、部活動をやると特殊勤務手当という手当が付される。3月までとなるとその点の制度改正と、部活動を適正に安定化させるかをリンクさせなければならない。更に難しい点として学校現場では10月11月に教育課程の大きな行事を立てていく。例えば夏休み期間をどの程度の期間とするのかを決め、それによって部活動顧問は合宿や遠征、対外試合の日程を決めていく。その他に高体連や中体連などの競技団体のスケジュールがある。その年間計画も重要となる。文化部の扱いをどうするかも重要なポイントであるが、実際に3月までに丁寧にガイドラインを作ったとしても効力を発揮するまでには時間がかかると思う。静岡市は「案」ということでガイドラインを作成しているが、来年の4月からこのようにやるということではなく、外部人材や指導者の確保も含めて段階的に進めている。3月までに担当が整理を行うが、先ほどあげた点を複合的に整理しなければならない。

斉 藤 委 員： 私学も学校経営の観点から大変である。

理事（人材育成）： 静岡市はガイドラインを発表したが、静岡市立の高校については何も言及していない。中学校のみである。彼らは市立高校のガイドラインを

作成するのがいかに難しいかを分かっている。

興 委 員： 思うこととやることは必ずしも違うので、規定されている検討委員会設置要綱に基づいてやる。それが検討委員会のマンデートである。それを超えてやることは設置要綱に記載されていないことだと我々は考えなければならない。3ポツの（1）にあるように運動部活動のガイドラインである。運動部活動のガイドラインを作れば、文化部活動のガイドラインに影響を及ぼすことは否定しないが、そこまでカバーしたければ明確にマンデートに入れ込まなければならない。その点は極めて重要な問題だと思う。あくまでも運動部活動検討委員会なので、思いはあってもマンデートには無いということを経験しない議論がどんどん先に行ってしまうと案じている。

健康体育課長： 高体連や中体連の方に文化部のことを議論してもらうことはないと考えている。御指摘の点についてはしっかり考えていく。

興 委 員： 今配付された資料は文科省がどうしたというものなのか。

健康体育課長： 文科省からガイドラインについて示した資料である。

興 委 員： 誰が決めて誰が発表したのか。

健康体育課長： 文科省でなくスポーツ庁から発出されている。

興 委 員： スポーツ庁は誰宛に発出したのか。教育長宛なのか。

健康体育課長： これはスポーツ庁内部の作業である。

興 委 員： スポーツ庁内で調整中の案件か。

健康体育課長： これで動き出している。

興 委 員： これで国の議論が進んでいるということか。

健康体育課長： そうである。

興 委 員： したがってこれを基にガイドラインが明確に定まれば、3月に国からガイドラインが示されて各都道府県においても参考として評価してほしいという通知がされる可能性があるのか。

健康体育課長： その可能性はある。

興 委 員： スポーツ庁なので運動部活動という規定である。今までの説明にあるように喫緊の問題として運動部に問題が多いことは確かである。文化部活動も独自のものとして教育委員会がバランスをとって議論をしていく必要があると思う。その点を受け止めないでスポーツ偏重にならないようにやる必要があると思う。ワーキンググループの構成員に文化部の活動をしている方の意見が取り入れられるように工夫してほしい。

健康体育課長： オブザーバーとして文化部の方にも入ってもらっている。

興 委 員： 担当部活動の経験がない方にその部活を担当させる必要はあるのか。

健康体育課長： 現状の問題としてそういった方を充てざるをえない。外部指導者は単独指導・単独引率はできないので、顧問を充てなければならない。そうであると全ての種目に対して経験している先生ばかりでない。その点が先生方の負担感となっている。また、生徒からみると専門的な指導を受けたいが受けられないということがある。

- 教 育 長： そういった問題を受けて磐田スポーツクラブが動き出しており、その取組を県内各地へ拡げていこうとしている。それにより先生方の負担感も軽くなる。
- 興 委 員： 検討委員会の構成員ではないかもしれないが、国の文書にスポーツ医科学的分野の方の参画とある。こういった方が入ってくるのか、既に検討しているのか。
- 健康体育課長： 体育協会の医科学専門委員でもある整形外科の先生がおり、外部指導者の講習で指導をしていただいている。その先生にはいっていただく。体育協会の医科学委員会の意見もいただくようにしている。
- 興 委 員： 何人程度参加するのか。
- 健康体育課長： 委員は吉村先生の 1 人である。他の医科学委員会の先生に相談することは可能である。医科学スポーツ委員会が体育協会の中にある。
- 興 委 員： どの程度の人数で構成されているのか。
- 健康体育課長： 正確な人数は把握していないが、スポーツドクターやトレーナーの方が入っている。体育協会の顧問の中には元医師会の会長も含まれている。
- 藤 井 委 員： 現状を踏まえ、議論をすることは必要であるが、昔と比べ部活動の位置付け、在り方はどんどん変わってきていると思う。学校教育としていわゆる授業で教え込む場面以外の教育に関して、こういった姿があるべきものなのかという議論を、運動部に限らず文化部でもやってほしい。現状を一切クリアにして、学校教育をどうすればいいのかという観点でみてほしい。
- 興 委 員： 学校教育における体育として、指導要領上の観点からクラブ活動の位置付けはどうなっているのか。
- 理事（人材育成）： 指導要領には位置付けられていない。
- 教 育 監： 教科には入っていない。
- 興 委 員： あるとしたら初等中等教育の中にあって、クラブ活動はどこでみていくのか。
- 教 育 監： 部活動は教育活動の一環としている。
- 興 委 員： 組体操の問題を議論とした時に組体操の位置付けを確認したが、組体操は行事参加の一貫としての位置付けであったと思う。部活動も行事参加の一貫として位置付けられているのか。
- 教 育 監： 行事参加ではない。教育活動の一環である。
- 興 委 員： 教育活動の一環とは学校活動の中でどのように位置づけられているのか。
- 藤 井 委 員： それは一環ではなく学校教育プラスアルファではないのか。
- 教 育 監： それも含めた学校教育である。
- 藤 井 委 員： でも何の義務付けもない。極論をいうと授業が終われば全員下校してよく、集まるのであれば勝手に集まってよいということか。
- 教 育 監： そうである。
- 藤 井 委 員： 理屈の上ではそういった位置付けなのか。

教 育 監： そうである。

藤 井 委 員： そうであると教育そのものではない。

興 委 員： スポーツ庁が運動部活動の問題として取り上げようとしているのは、初等中等教育局の所掌事項であれば、両者の間で調整が必要となってくると思う。ところがスポーツ庁で運動部活動の議論がされているとしたら、初等中等教育の部活動は含まれないのか。スポーツ庁がわざわざ取り上げる理由がわからない。

理事（人材育成）： 最初の部活動の扱いとして、学校教育の中で重要であると言ってくれるようになった。藤井委員が指摘したようにうちの学校は部活動を一切やらないという学校があってもよいが、このように様々な課題を抱えている。

藤 井 委 員： 流れがあってみんなその流れの中にいるだけである。だからこそオールクリアにして本来あるべき姿がどういった形なのかをしっかりと議論して、現状とあわせて何をしなければならぬのかを出していくべきである。斉藤委員が指摘したように長時間労働の問題が顕在化しやすいのだが、部活動に先生方が相当時間を費やしているのは間違いない。だとすればガイドラインの定め方によってガラッと変わってくる。以前の資料で、諸外国と授業に費やす時間はあまり変わらないが、教員の負担は日本の方がはるかに多いということであった。その理由は課外活動が多いためである。部活動は一体何なのか、もう一度しっかり議論する場面にきていると思う。

教 育 長： 色々考えていくとオリンピックは参加しなければならないのか、という話にもなってくる。運動をやらなくてもいいのか、その結果どういった大人になるのか。ただその議論をする時期がきたことは確かである。

藤 井 委 員： それなりの生徒が集まっている学校は先生もやる気になるだろうし、いい意味でも悪い意味でもエスカレートする。

教 育 長： 他に意見は無いか。

全 委 員： （特になし）

教 育 長： 報告事項1を了承する。

（会議の非公開）

教 育 長： ここで会議を非公開とする。

## ＜非＞報告事項2 平成30年度静岡県公立学校教員採用試験実施概要・結果

教 育 長： 報告事項2「平成30年度静岡県公立学校教員採用試験実施概要・結果」について、宮崎義務教育課長、小野田高校教育課長、山崎特別支援教育課長より説明願う。

義務教育課長： <報告事項についての説明>

高校教育課長： <報告事項についての説明>

特別支援教育課長： <報告事項についての説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

藤 井 委 員： 実際の合格者数と県が必要とする採用目標、人数との対比はどうなっているのか。

高校教育課長： 各教科合わせて採用目標は140名で合格者数は140名である。

特別支援教育課長： 130名の採用目標に対して、大学院の特例があるので134名まで合格とし、年度当初の採用は130名とする。

義務教育課長： 小学校は合格者245名、中学校149名でこれは本来の予定した採用人数である。

藤 井 委 員： 採用予定数にほぼ等しい合格者がいて、合格した人はそのまま就任してくれるのか。民間就職してしまうとかの可能性はないのか。

高校教育課長： その可能性はある。そのために補欠合格者がいる。高校の場合8名いる。

藤 井 委 員： 経験として毎年何名位いるのでその程度の補欠合格者を確保しているのか。

高校教育課長： 他県出身者で静岡県の教職試験を受験して、かつ地元の教職試験も受験している方が合格となっている場合、辞退する可能性が高いので、そういった教科には補欠合格者を確保している。

義務教育課長： 小中は32名補欠合格者を確保している。

特別支援教育課長： 特支は7名である。

興 委 員： 毎年、同程度の補欠合格者は確保していると思うが、補充はできているのか。また、教員になるチャンスは生じているのか。補欠期間は1年間だと思うがどうか。

高校人事監： 高校の補欠期間は2月末までとなっている。

興 委 員： 2月末とは当該年度なのか。

高校人事監： そうである。今年の合格者については平成30年2月までとなる。

興 委 員： 4月採用なのでその前に失効するという事か。

高校人事監： そうである。

興 委 員： 何名程度採用となるのか。

高校人事監： その年度にもよるがほぼ全ての補欠合格者が繰り上がることもある。補欠合格が繰り上がらない場合は次年度の1次試験が免除となる。

特別支援教育課長： 特支は本年度は1名だけ繰り上がらなかった。

義務教育課長： ほとんど採用されている。

藤 井 委 員： 小中高特支で全員新卒とは限らないと思うが、新卒とそれ以外の方の比率はどの程度となるのか。

特別支援教育課長： 特支は新卒割合が35パーセント程度である。

義務教育課長： 小中も新卒割合は35パーセント程度である。養護教諭はもっと低く、新卒採用は難しい。

高校教育課長： 高校は正確な数値ではないが50パーセント弱である。

興 委 員： 臨時講師や非常勤講師から採用となる教員が多いということだと思う。6ページの高校の採用結果の表で教職経験者を対象とした選考として20名合格しているが、ここに臨時講師や非常勤講師が含まれているの

か。

高校人事班長： そうではない。そのカテゴリは特別選考となる。教職経験者でもある一定程度の条件を満たした者でしか特別選考で受験することはできない。

興 委 員： 140名の中にこの20名は入っているのか。

高校人事班長： 入っている。

興 委 員： 大学院修士課程や大学4年生で修士課程に行く者で高校は4名合格となっている。小中にあっては18名合格している。こういった方が合格者に占める割合は以外に低いと思う。修士課程1年生には来年採用、大学院修士課程進学予定者の4年生には2年後採用のコミットメントを与えることになるが、落ちてしまった方は大学院修士課程を受けるとのことか。義務教育課長の説明では、小学校の英語資格を有する者への加点制度を設けた結果、小学校の合格者の10パーセントは英語の有資格者ということだが資料のどこを見たらわかるのか。

義務教育課長： 表には現れない。

興 委 員： (7)に加点申請者とあるが、この中に英語で加点された方が結構いるということか。10パーセントということだったが。

義務教育課長： 合格者全体の10パーセントということである。よって、小学校合格者245名に対して25名の合格者が英語の有資格者である。

興 委 員： それは義務教育課だけの問題なのか。

義務教育課長： 基本的には小学校である。

興 委 員： 集団面接試験の結果はどのような状況だったのか。

義務教育課長： 集団面接は得点化しない。集団面接ではそれぞれのやりとりを観察していて、次に個人面接をするときのデータとして用いる。その後3人の面接官が適性検査や集団面接の結果を元に総合的に勘案して質問事項を考えて面接を行っている。筆記試験に比べ面接の点数が高いので面接重視の採用試験となる。面接の中で特に低い評価をした受験者には合格としない。

興 委 員： 一般的な話として質問しているのではない。今回の結果として小学校教員、中学校教員、高校教員について、面接を行った総括を聞いている。

高校教育課長： 総括評価となるかわからないが、個人面接でAからEまでのランクがありどのような点数が付されたか経年で確認している。ほぼ毎年、同じような手法があり、面接試験に加え適性検査も行っている。適性検査の結果を踏まえ、教員とするにはリスクの高い受検生は個人面接の結果とリンクしている。よって総括としては面接の技術は担保されていると考えている。

特別支援教育課長： AからEまで5段階の評価をしている。メンバーは事務局、民間の方、校長となる。割合としては民間の方のA及びB評価が多く、事務局と校長は比較的厳しい評価を付している。A評価は2.3パーセント、B評価は35パーセント、大半がC評価である。大きな反省として6人で

面接を行ったが、評価をする時間を面接官に与えるべきであった。

興 委 員： パーセンテージは決めてあると思うがどうか。

特別支援教育課長： 決めていない。

興 委 員： なぜこの質問をしたかという、数年前までは委員も面接官として参加していた。委員が面接官に加わることはあまり意味がなくて、委員としてはシステムの検証が必要である。その検証を担当課長が説明できるのかを問うている。今回採用した教員の構成バランスなどを説明してほしかった。特別支援教育課長の説明では、事務局と校長の評価はシビアだが民間の評価は好意的であったとの報告であったが、これは全体の結果を意味するものではないと思う。なぜ、事務局や校長の評価が厳しく、民間の方の評価が好意的であった結果なぜなのか。また、評価をする時間を多く与えるべきというのは必要なことだと思う。後段については今後の改善策に生かしてほしい。

特別支援教育課長： 質問のあった点は分析しきれていないが、観ている視点が違うのではという印象である。

興 委 員： 視点が違うということは良いか悪いか判断できないのでその点はしっかり検証して、教育次長、教育監、担当理事の意見を聞いてより良い制度にしてほしい。

藤 井 委 員： 第2次選考試験の適性検査で感情能力の測定とあるが、どのような検査となるのか。

高 校 人 事 監： 例えば写真が1枚あって例えば「この人はどのような気持ちですか」という質問があったり、文脈の中で「この人はどんな気持ちでしょうか」という質問がされる。写真や文章を元にそれをどのように感じたのか、どのように処理するのか、そういった検査をするテストになる。

藤 井 委 員： その検査に正解はあるのか。

高 校 人 事 監： 正解というものはない。

藤 井 委 員： 感情能力を測定するのは大変な作業である。

高 校 人 事 監： 業者が大学と連携し、作っているテストである。

興 委 員： それは検査手法として評価されている手法なのか。

高 校 人 事 監： そうである。

興 委 員： 何という検査方法なのか。

高 校 人 事 監： 感情能力検査というものである。イノベーションゲート会社で作成しているものである。

藤 井 委 員： 結果が数値に表れるものなのか。

高 校 人 事 監： 数値も出るが5段階の評価となる。

理事（人材育成）： いろんな試験や検査を行うので面接官となる方には、その検査がネガティブチェックなのか、また、200人の中から100人を選定する検査であることを説明するように指示してある。ネガティブチェックと200人から100人にするフィルターチェックと機能を明確にするように指示している。

興 委 員： 採用後に不祥事を起こす教員がいる。教員採用試験の前にどういった

人物なのかを我々が判断して、是非この方を教員にと思わなければいけないと思うが、それができる試験手法なのかについて、3人の課長はどのように考えているのか。現場に有意な人材を採用することができるのか、度々無理な話なのか。返答が無理なようなので、そうならないようにしてほしい。

教 育 長： 色々とお意見をいただいた。毎年、200人から300人程度、体調を崩してしまう職員がいるのでそういったことも考えていかなければならない。他に意見は無いかな。

全 委 員： (特になし)

教 育 長： 報告事項2を了承する。

#### ＜非＞報告事項4 県立中央図書館整備方針

教 育 長： 報告事項4「県立中央図書館整備方針」について、山本社会教育課長より説明願う。

社会教育課長： <報告事項についての説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

藤 井 委 員： 第3案の東静岡「文化力の拠点」に移転新築ということだがその場合、谷田にある現在の図書館はどうなるのか。

社会教育課長： 谷田について今後跡地利用を考えていく。隣地に県立美術館や県立大学があるので、活用方法は文化・観光部と検討していく。

藤 井 委 員： 決定権は知事なのか。

社会教育課長： そうである。

興 委 員： 知事が決定することに異論は無い。比較表から概算整備費や休館期間等を比較すると案3でよいと思う。県民にとっても東静岡の整備は大きな関心ごとであり、若年層にとっての魅力的まちづくりということで、各大学連携の拠点としたいと思いを知事はもっている。その柱として図書館整備が入っていると私は見ている。それとは別に現在の谷田地区は美術館や県立大学があっても良さもある。今後、どのように跡地を活用し整備していくかについても、この機会に全体像をまとめてほしい。静岡大学の学長を務めたものとして、谷田地区の整備された状況は素晴らしい環境だと思う。図書館が無くなることによって重要な機能が損なわれるのはもったいないので、全面移転で了とするのかも含めて積極的なメッセージを発していくことが必要である。その観点から教育委員会事務局としても対応してほしい。

教 育 長： 私も県立大学の学長であったのでよくわかっている。県立美術館と県立大学と中央図書館はムセイオン静岡という組織を作って相互に情報交換し活動をしており、だいぶ前から動き出している。

興 委 員： 先日、中央図書館の天井のひび割れ状況も視察した。簡単に手を施すことができる状況では無いとの印象である。耐久度を考慮せず蔵書を配架した責任は否めないと思うが、適切なサービスを県民に提供することが重要だと思う。できるだけ早くそういった道を模索してほしい。

- 教 育 長： 方向性はだいぶ固まってきた。現在の図書館の再整備も含めて考える。美術館も含めて真に県民に開かれたスペースを活用する。そこと東静岡との関係もある。その点も含めて総合的に検討している。
- 興 委 員： 大きいラウンドのバスを回遊してくれるとありがたい。  
教 育 長： もちろんそういったことも考えていく。県立大学では既にやっている。他の文化施設も点で存在しているので、線で繋いでいくような発想も含めて考えていく。
- 藤 井 委 員： 今後検討していくと思うが、文化力の拠点という名に相応しい旧来の図書館の概念にとらわれない新たな素晴らしい図書館を考えてほしい。
- 教 育 次 長： 全国の図書館を参考にするため、担当課と視察を行っている。新しい要素や、どのようにしたら人が集まるのかということも含めて、今までにないものを作ることができればと考えている。
- 藤 井 委 員： 国外の良い事例も参考にしてほしい。
- 教 育 長： 他に意見は無いか。
- 全 委 員： (特になし)
- 教 育 長： 報告事項4を了承する。

#### **<非>第18号議案 職員の懲戒処分**

※ 非公表

#### **<非>報告事項3 教職員の懲戒事案に関する報告**

※ 非公表

- 教 育 長： 以上で、本定例会の議事はすべて終了した。  
これをもって、平成29年度第12回教育委員会定例会を閉会とする。